

【韓国】図書館法の改正

海外立法情報課 中村 穂佳

* 2021年12月、従来の図書館法の構成を再編成した図書館法全部改正法が公布された。また、翌2022年1月には、図書館の感染症対策に関連して更なる一部改正がなされた。

1 図書館法全部改正の経緯

韓国の現行「図書館法」は、1994年3月に制定された「図書館及び読書振興法」¹が、2006年10月の全部改正²で「図書館法」に改称され、その後も改正を経て現在に至っているものである³。2021年11月11日、図書館法についての3件の改正案（全部改正案1件、一部改正案2件）⁴をまとめた全部改正案⁵が国会を通過し、同年12月7日に図書館法全部改正法（法律第18547号）⁶が公布された。この全部改正は、従来の図書館法の構成を再編成し、図書館の設立・運営主体及び設立目的・対象とする利用者による区分に関する条を置き、更に公共図書館の登録に関する規定、「図書館の日」の設定等を内容としたもので、2022年12月8日に施行される。

2 図書館法全部改正法（法律第18547号）

この全部改正により、本法律は本則が全55か条となった。改正前の図書館法から構成が変わって全8章となり（改正前は全10章）、第1章：総則、第2章：図書館発展総合計画の策定等、第3章：国立中央図書館及び国立障害者図書館、第4章：公共図書館、第5章：大学・学校図書館及び専門・特殊図書館、第6章：図書館人材・施設等、第7章：補則、第8章：罰則である。第4章は、第1節：広域代表図書館、第2節：国・公立及び私立公共図書館、第3節：公共図書館の登録等の3節に分かれる。その他、改正法の主なポイントは次のとおりである。

(1) 基本理念及び図書館区分の規定

本法律は、図書館が国民の情報基本権の伸長及び社会の文化発展に寄与し、知識文化の先進国を創造するのに重要な基盤施設のうちの一つであることを認識し、図書館の価値が社会全般に広まるよう、国及び自治体はその役割を果たし、国民の自由かつ平等なアクセス及び利用の

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年3月8日である。

¹ 「도서관및독서진흥법 (법률 제 4746 호)」

² 「도서관법 (법률 제 8029 호)」

³ 韓国で最初の図書館法が制定されたのは1963年10月である。「도서관법 (법률 제 1424 호)」；白井京「韓国の電子図書館法制—「IT 大国」の図書館法と著作権法—」『外国の立法』No.242, 2009.12, pp.87-107. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166466_po_024204.pdf?contentNo=1>

⁴ 「[2102222] 도서관법 전부개정법률안 (도중환의원 등 42 인)」、「[2103020] 도서관법 일부개정법률안 (김승원 의원 등 13 인)」、「[2106812] 도서관법 일부개정법률안 (이병훈의원 등 14 인)」議案番号 2102222、2103020 については、次を参照。「韓国で図書館法改正案3本が国会に提出される：広域代表図書館の機能強化・公共図書館の登録制・図書館の日の制定・特化図書館の規定・公共図書館設置前の事前評価制・障害者用デジタルファイルの提出先変更等」2020.8.25. カレントアウェアネス・ポータルウェブサイト <<https://current.ndl.go.jp/node/41819>>

⁵ 「[2113215] 도서관법 전부개정법률안 (대안) (문화체육관광위원회)」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_P2U1O0V3N2U3G1N6Q0A7F5W1I7C8X3>

⁶ 「도서관법 (법률 제 18547 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=237331&ancYd=20211207&ancNo=18547&efYd=20221208&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

ため図書館の公共性及び公益性を保障することを基本理念とする（第2条）。図書館は、設立・運営主体によって国立図書館、公立図書館、私立図書館に区分される。また、設立目的及び対象によって、公共図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館、特殊図書館（病院図書館、兵営図書館、矯正施設図書館）に区分される（第4条）。

（2）国家図書館委員会及び広域図書館委員会の設置

大統領の所属に国家図書館委員会を置く（第11条）。また、特別市、広域市、特別自治市、道及び特別自治道（以下「市・道」）に広域図書館委員会を置き、広域図書館委員会は、管轄地域内の図書館（地域図書館）の均衡発展、知識情報アクセス権保障及び知識情報格差の解消に関する事項等を審議する（第17条）⁷。

（3）広域代表図書館の指定又は設立、公共図書館の登録

市・道は、公立公共図書館のうち「広域代表図書館」⁸を指定又は設立して運営しなければならない。広域代表図書館は、管轄地域の中心図書館としての業務遂行に適した人材、施設、蔵書等を備えなければならない（第25条）。広域代表図書館は、地域図書館の発展及び図書館サービス強化のための施策の策定・施行、地域図書館の業務及び運営改善に関する調査研究、地域図書館協力ネットワーク構築及び運営等の業務を行う（第26条）。公共図書館を設立・運営しようとする者は、国立の場合は文化体育観光部（部は日本の省に相当）長官に、公立の場合は管轄市・道知事又は市・道教育監⁹に登録しなければならない。私立の場合は管轄の特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・自治区庁長に登録することができる（第36条）。

（4）特殊図書館の業務及び役割の規定

特殊図書館は、病院、兵営、矯正施設等のそれぞれ特殊な環境に置かれた者の学習、読書、余暇等に必要なサービスの提供等の業務及び役割を遂行する（第41条第3項）。

（5）図書館の日の設定

4月12日を「図書館の日」と定め、図書館の日から1週間を図書館週間とする（第42条）。

3 図書館法一部改正（法律第18763号）

2022年1月18日には、新型コロナウイルス感染症の流行を受けた、別途の一部改正法（法律第18763号）¹⁰が公布された。この一部改正での改正規定は、現行法（法律第17706号）に対する改正部分は2022年7月19日に施行されるが、2021年12月全部改正法（法律第18547号）に対する改正部分は、全部改正法の施行日（2022年12月8日）に施行される。この改正により、5年ごとに策定される図書館発展総合計画に含める内容に、「図書館の感染症等に対する安全・衛生・防疫管理に関する事項」が追加された（第14条第2項第4号新設）。

⁷ 全部改正前の図書館法（法律第17706号）では、大統領所属の「図書館情報政策委員会（図書館委員会）」を置き、特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道に「地方図書館情報サービス委員会（地方図書館委員会）」を置く規定がある。図書館法（法律第17706号）第12条、第24条

⁸ 全部改正前の図書館法（法律第17706号）第22条には、「地域代表図書館」の設置に関する規定が置かれている。

⁹ 教育・学芸に関する事務の執行機関。「지방교육자치에 관한 법률（법률 제 17893 호）」第18条

¹⁰ 「도서관법（법률 제 18763 호）」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239471&ancYd=20220118&ancNo=18763&efYd=20221208&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 「도서관법（법률 제 18763 호）개정 이유 및 주요내용」同 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239471&lsId=&efYd=20221208&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfnfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=0#>>>; 「[2108086] 도서관법 일부개정법률안(임오경의원 등 11 인)의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_J2G1K0F2E1P5O1S1X2X0M5Y3W5E4M3>